

「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	1
2. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	3
3. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	5
4. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	7
5. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	8
6. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	10

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～t (略)</p> <p><u>u 再建計画案(法律に基づかない整理の開始について開示した場合における当該整理に係るものに限る。)</u>について債権者の同意が得られないこととなったこと。</p> <p><u>v aから前uまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令(平成元年大蔵省令第10号。以下この項において「取引規制府令」という。)で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～t (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>u aから前tまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令(平成元年大蔵省令第10号。以下この項において「取引規制府令」という。)で定める基準に該</p>

示しなければならない。

(1) (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が
発生した場合

a ~ k (略)

1 再建計画案（法律に基づかない整理の開始について開示した場合における当該整理に係るものに限る。）について債権者の同意が得られないこととなったこと。

m a から前 1 までに掲げる事実のほか、当該子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) の 2 ・ (3) (略)

3 ~ 5 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第 4 条 上場有価証券の発行者は、第 2 条又は第 3 条第 2 項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成 1 4 年 2 月 1 日から施行する。

示しなければならない。

(1) (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が
発生した場合

a ~ k (略)

(新設)

1 a から前 k までに掲げる事実のほか、当該子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) の 2 ・ (3) (略)

3 ~ 5 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第 4 条 上場有価証券の発行者は、第 2 条又は前条第 2 項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 (略)

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株(優先出資証券を含む。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(e) (略)</p> <p><u>(e)の2 上場会社が当該上場会社の再建計画案(法律に基づかない整理の開始について開示した場合における当該整理に係るものに限る。)</u>について債権者の同意が得られないこととなった旨の開示を行った場合</p> <p>(f)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株(優先出資証券を含む。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(e) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(f)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当期間</p> <p>監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当期間</p> <p>監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。</p>

(a) ・ (b) (略)

(b) の 2 前条第 1 号 a の (e) の 2 の場
合

当該開示を行った日の翌日

(c) ~ (e) (略)

b (略)

(2) ~ (6) (略)

2 前項の場合(同項第 1 号 a の (b) 及び (c) 並びに同項第 2 号 a の (a) に該当する場合を除く。)において、本所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポストへの割当期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) 前項第 1 号 a の (a) の場合

当該書面による報告を受けた日の本所がその都度定める時

(2) 前項第 1 号 a の (b) の 2 の場合、同項第 1 号 a の (d) に定める前条第 1 号 a の (i) 口に該当した場合又は同項第 4 号 a の (e) に定める前条第 4 号 a の (e) 口に該当した場合

当該開示を行った日の本所がその都度定める時

(3) 前 2 号以外の場合

本所がその都度定める時

付 則

この改正規定は、平成 1 4 年 2 月 1 日から施行する。

(a) ・ (b) (略)

(新設)

(c) ~ (e) (略)

b (略)

(2) ~ (6) (略)

2 前項の場合(同項第 1 号 a の (b)、(c) 及び (d) 並びに同項第 2 号 a の (a) に該当する場合を除く。)において、本所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、同項第 1 号 a の (a) の場合は当該書面による報告を受けた日の本所がその都度定める時と、当該場合以外の場合は本所がその都度定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポストへの割当期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券(既に制度信用銘柄に選定されているものを除く。)が、次の各号に適合する場合は、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その発行者の直前事業年度における利益の額(連結会計年度に係る連結損益計算書に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。))第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額を加減した金額をいう。)をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社(会社以外の法人を含む。以下同じ。)でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」(同規</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券(既に制度信用銘柄に選定されているものを除く。)が、次の各号に適合する場合は、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その発行者の直前事業年度における利益の額(連結会計年度に係る連結損益計算書に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。))第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額を加減した金額をいう。)をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社(会社以外の法人を含む。以下同じ。)でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」(同規則第98条の2によ</p>

則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)のいずれか低い金額をいう。)をいうものとする。以下同じ。)がいずれも正である銘柄であるとき。

(4)～(9) (略)

2～6 (略)

付 則

この改正規定は、平成14年2月1日から施行する。

り掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額を除外した額)のいずれか低い金額をいう。)をいうものとする。以下同じ。)がいずれも正である銘柄であるとき。

(4)～(9) (略)

2～6 (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>10. 第4条（申請の不受理）関係</p> <p>新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びQ - B o a r dへの新規上場申請者を除く。）が次の<u>a又はb</u>に該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。</p> <p>a・b （略） （削る）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年 2月 1日から施行する。</p>	<p>10. 第4条（申請の不受理）関係</p> <p>新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びQ - B o a r dへの新規上場申請者を除く。）が次の<u>aからcまでのいずれかに</u>該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p><u>c 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続が終結した日の属する事業年度の末日から上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上が経過していないとき。</u></p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売(50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。)を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてのbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>e (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 利益の額</p> <p>a (略)</p> <p>b 第5号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等</p>	<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 国内の<u>他</u>の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に株券の公募若しくは売出し又は国内の<u>他</u>の証券取引所の規則により定める立会外分売(50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。)を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてのbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>e (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 利益の額</p> <p>a (略)</p> <p>b 第5号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等</p>

調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいうものとする。

- c 前bの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第5号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額(財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」(同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)のいずれか低い額をいう。以下同じ。)をいうものとする。

d ~ h (略)

(6) ~ (9) (略)

付 則

この改正規定は、平成14年 2月 1日から施行する。

調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいうものとする。

- c 前bの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第5号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額(財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」(同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額を除外した額)のいずれか低い額をいう。以下同じ。)をいうものとする。

d ~ h (略)

(6) ~ (9) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係 (1)～(5) (略) (6) 破産、再生手続、更生手続又は整理 a (略) b 第6号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)又は(b)に掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)又は(b)に定める日に同号に該当するものとして取り扱う。 (a) 上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで<u>再建の見込みのない法律に基づかない整理を行う場合</u> 当該上場会社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日 (b) (略) (7)～(12) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年 2月 1日から施行する。</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係 (1)～(5) (略) (6) 破産、再生手続、更生手続又は整理 a (略) b 第6号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)又は(b)に掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)又は(b)に定める日に同号に該当するものとして取り扱う。 (a) 上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで法律に基づかない整理を行う場合 当該上場会社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日 (b) (略) (7)～(12) (略)</p>